

市区町村別集計項目(推進体制等)

群馬県	
市区町村数	35

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無現在の状況	有		女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)		計画名称	計画期間			
						13	13	3				26				
10	201	前橋市	生活課	1	2	1	1	まえばし男女共同参画推進条例	2003年3月28日	2003年4月1日	0	前橋市男女共同参画基本計画(第四次)まえばしWindプラン2014	2014年4月1日 ~ 2022年3月31日	0	1	
10	202	高崎市	人権男女共同参画課	1	1	1	1	高崎市男女共同参画推進条例	2009年3月23日	2009年4月1日	0	高崎市第4次男女共同参画計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
10	203	桐生市	地域づくり課	1	2	1	1				0	桐生市男女共同参画計画(2021年度~2025年度版)	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
10	204	伊勢崎市	人権課	1	2	1	1				0	第3次伊勢崎市男女共同参画計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
10	205	太田市	市民そうだん課	1	2	1	1				0	第3次太田市男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
10	206	沼田市	市民協働課	1	2	1	1				0	沼田市第4次男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
10	207	館林市	市民協働課	1	2	1	1	館林市男女共同参画推進条例	2005年3月24日	2005年4月1日	0	第5次館林市男女共同参画基本計画	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
10	208	渋川市	政策創造課	1	2	1	1				3	第2次渋川市男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2025年3月	1	1	
10	209	藤岡市	地域づくり課	1	2	0	1				0	藤岡市男女共同参画基本計画	2018年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
10	210	富岡市	市民課	1	2	1	1				0	第3次富岡市男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
10	211	安中市	地域創造課	1	2	1	1				0	第3次安中市男女共同参画計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
10	212	みどり市	企画課	1	2	1	1				0	第3次みどり市男女共同参画プラン	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1	
10	344	榛東村	住民生活課	1	2	1	0				0	第2次榛東村男女共同参画基本計画	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1	
10	345	吉岡町	協働環境室	1	2	0	0				2	吉岡町男女共同参画基本計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
10	366	上野村	総務課	1	2	0	0				0					0
10	367	神流町	総務課	1	2	0	0				0	第2次神流町総合計画	2013年4月1日 ~ 2022年3月31日	0	0	
10	382	下仁田町	福祉課	1	2	0	0				0	下仁田町第5次総合計画	2017年4月 ~ 2027年3月	0	0	
10	383	南牧村	総務課	1	2	0	0				0					0
10	384	甘楽町	社会教育課	2	2	0	0				0	甘楽町第5次総合計画	2012年4月1日 ~ 2022年3月31日	0	0	
10	421	中之条町	企画政策課	1	2	0	0				0					0
10	424	長野原町	教育課	2	2	0	0				0					0
10	425	嬬恋村	未来創造課	1	2	0	0				0	第6次嬬恋村総合計画	2020年4月1日 ~ 2029年3月31日	0	0	
10	426	草津町	総務課	1	2	0	0				0					0
10	428	高山村	総務課	1	2	0	0				0	第5次高山村総合計画	2015年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	0	
10	429	東吾妻町	企画課	1	2	0	0				0	東吾妻町第2次総合計画	2018年4月 ~ 2028年3月	0	0	
10	443	片品村	保健福祉課	1	2	0	0				0	第4次片品村総合計画 後期基本計画(第2期むら・まち・しごと創生総合戦略)	2021年4月 ~ 2026年3月	0	0	
10	444	川場村	総務課	1	2	0	0				0					0
10	448	昭和村	教育委員会事務局	2	2	0	0				0	昭和村第5次総合計画	2015年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	0	
10	449	みなかみ町	町民福祉課	1	2	0	0				0	第2次みなかみ町総合計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	0	0	
10	464	玉村町	企画課	1	2	0	0				0					0
10	521	板倉町	福祉課	1	2	0	0				0					0
10	522	明和町	介護福祉課	1	2	0	0				0	第6次明和町総合計画	2015年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	0	
10	523	千代田町	住民福祉課	1	2	0	0				0	千代田町第5次総合計画	2021年4月1日 ~ 2029年3月31日	0	0	
10	524	大泉町	多文化協働課	1	2	1	1				2	第4次大泉町男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
10	525	邑楽町	住民課	1	2	0	0				2					1

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2022年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2021年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- 0 策定予定がない、検討していない

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等			単独	複合	施設管理		事業運営				
						住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			2							0	2	2	0	0	2	0	0
10	201	前橋市	前橋市男女共同参画センター		371-0023	群馬県前橋市本町一丁目5-2職員研修会館1階	027-898-6517	027-221-6200	<a href="https://www.city.maebashi.gunma.jp/">https://www.city.maebashi.gunma.jp/</a>		○	○				○	
10	202	高崎市	高崎市男女共同参画センター		370-3531	高崎市足門町1669-2 市民活動センターソシアス内	027-329-7118	027-372-3121	<a href="http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2014010600684/">http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2014010600684/</a>		○	○				○	
10	203	桐生市															
10	204	伊勢崎市															
10	205	太田市															
10	206	沼田市															
10	207	館林市															
10	208	渋川市															
10	209	藤岡市															
10	210	富岡市															
10	211	安中市															
10	212	みどり市															
10	344	榛東村															
10	345	吉岡町															
10	366	上野村															
10	367	神流町															
10	382	下仁田町															
10	383	南牧村															
10	384	甘楽町															
10	421	中之条町															
10	424	長野原町															
10	425	嬭恋村															
10	426	草津町															
10	428	高山村															
10	429	東吾妻町															
10	443	片品村															
10	444	川場村															
10	448	昭和村															
10	449	みなかみ町															
10	464	玉村町															
10	521	板倉町															
10	522	明和町															
10	523	千代田町															
10	524	大泉町															
10	525	邑楽町															



都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			1			12	1	8.3	12	0	0.0	23	0	0.0	19	0	0.0	2,431	22	0.9
10	201	前橋市				1	0	0.0	2	0	0.0							284	3	1.1
10	202	高崎市				1	0	0.0	2	0	0.0							529	7	1.3
10	203	桐生市				1	0	0.0	1	0	0.0							125	2	1.6
10	204	伊勢崎市				1	0	0.0	1	0	0.0							170	3	1.8
10	205	太田市				1	0	0.0	1	0	0.0							199	1	0.5
10	206	沼田市				1	0	0.0	1	0	0.0							81	0	0.0
10	207	館林市	2004年4月1日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	0	0								66	0	0.0
10	208	渋川市				1	0	0.0	0	0								105	1	1.0
10	209	藤岡市				1	0	0.0	1	0	0.0							79	0	0.0
10	210	富岡市				1	0	0.0	1	0	0.0							77	1	1.3
10	211	安中市				1	1	100.0	1	0	0.0							101	3	3.0
10	212	みどり市				1	0	0.0	1	0	0.0							32	0	0.0
10	344	榛東村										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
10	345	吉岡町										1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0
10	366	上野村										1	0	0.0	0	0		12	0	0.0
10	367	神流町										1	0	0.0	0	0		21	0	0.0
10	382	下仁田町										1	0	0.0	0	0		31	0	0.0
10	383	南牧村										1	0	0.0	0	0		55	0	0.0
10	384	甘楽町										1	0	0.0	1	0	0.0	25	0	0.0
10	421	中之条町										1	0	0.0	1	0	0.0	87	0	0.0
10	424	長野原町										1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
10	425	嬬恋村										1	0	0.0	1	0	0.0	12	0	0.0
10	426	草津町										1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
10	428	高山村										1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0
10	429	東吾妻町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
10	443	片品村										1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
10	444	川場村										1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
10	448	昭和村										1	0	0.0	1	0	0.0	33	0	0.0
10	449	みなかみ町										1	0	0.0	1	0	0.0	60	0	0.0
10	464	玉村町										1	0	0.0	1	0	0.0	26	1	3.8
10	521	板倉町										1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
10	522	明和町										1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
10	523	千代田町										1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
10	524	大泉町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
10	525	邑楽町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0

<選択肢回答>  
 男女共同参画に関する宣言  
 宣言の形態  
 1 首長声明  
 2 議会の議決  
 3 庁内連絡会議の決定  
 4 その他





調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

群馬県

調査時点コード	1	2021年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

市区町村 コード	市区町村 名	管理職の在職状況																				職務上の地位別職員在職状況										調査 時 点 コ ー ド	そ の 他	防災・危機管理部署への配置状況				調査 時 点 コ ー ド	そ の 他						
		うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					うち管理職数		うち管理職数																					
		管理職総数	うち 女性数	女性 比率 (%)	管理職総数	うち 女性数	女性 比率 (%)	部長 長 相 当 職	うち 女性数	女性 比率 (%)	部長 長 相 当 職	うち 女性数	女性 比率 (%)	次長 相 当 職	うち 女性数	女性 比率 (%)	次長 相 当 職	うち 女性数	女性 比率 (%)	課長 補 佐 相 当 職	うち 女性数	女性 比率 (%)	課長 補 佐 相 当 職	うち 女性数	女性 比率 (%)	係長 相 当 職	うち 女性数	女性 比率 (%)	係長 相 当 職	うち 女性数	女性 比率 (%)			うち 女性数	女性 比率 (%)	うち 女性数	女性 比率 (%)								
		1,438	185	12.9	1,156	137	11.9	202	14	6.9	170	10	5.9	122	15	12.3	97	10	10.3	1,114	156	14.0	889	117	13.2	1,577	341	21.6	1,222	251	20.5			1,781	618	34.7	1,212			376	31.0				
10 201	前橋市	182	20	11.0	148	18	12.2	35	2	5.7	29	2	6.9	0	0	0	0	0	147	18	12.2	119	16	13.4	205	43	21.0	153	30	19.6	129	27	20.9	54	18	33.3	1	10	0	0.0	2	0	0.0	1	
10 202	高崎市	157	15	9.6	135	14	10.4	31	0	0.0	27	0	0.0	0	0	0	0	0	126	15	11.9	108	14	13.0	314	64	20.4	259	50	19.3	161	52	32.3	134	41	30.6	1	8	1	12.5	1	0	0.0	1	
10 203	沼田市	86	12	14.0	67	10	14.9	15	1	6.7	13	1	7.7	26	2	7.7	23	2	8.7	45	3	20.0	31	7	22.6	131	31	23.7	102	25	24.5	56	21	37.5	35	18	51.4	1	6	0	0.0	2	0	0.0	1
10 204	伊勢崎市	184	31	16.8	99	12	12.1	27	2	7.4	18	0	0.0	26	5	19.2	16	1	6.3	131	24	18.3	65	11	16.9	180	29	16.1	121	24	19.8	278	89	31.8	126	35	27.8	1	10	1	10.0	1	0	0.0	1
10 205	太田市	143	13	9.1	116	11	9.5	13	0	0.0	12	0	0.0	22	2	9.1	19	2	10.5	108	11	10.2	85	9	10.6	141	20	14.2	98	14	14.3	105	20	19.0	64	17	26.6	1	7	0	0.0	1	0	0.0	1
10 206	沼田市	39	5	12.8	35	4	11.4	7	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0	0	0	32	5	15.6	28	4	14.3	31	4	12.9	28	4	14.3	53	21	39.6	40	11	27.5	1	4	0	0.0	1	0	0.0	1	
10 207	館林市	47	5	10.6	44	5	11.4	8	0	0.0	8	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0	37	5	13.5	35	3	14.3	26	4	15.4	21	4	19.0	71	34	47.9	53	19	35.8	1	9	1	11.1	1	0	0.0	1
10 208	渋川市	78	18	22.8	61	9	14.8	15	4	26.7	11	2	18.2	11	3	27.3	8	2	25.0	53	11	20.8	42	5	11.9	67	15	22.4	53	10	18.9	71	25	35.2	59	18	30.5	1	8	0	0.0	3	0	0.0	1
10 209	藤岡市	66	2	3.0	55	2	3.6	14	0	0.0	12	0	0.0	11	1	9.1	11	1	9.1	41	1	2.4	32	1	3.1	47	10	21.3	41	8	19.5	60	24	40.0	47	17	36.2	1	9	1	11.1	1	0	0.0	1
10 210	高岡市	49	6	12.2	43	6	14.0	9	2	22.2	9	2	22.2	0	0	0	0	0	40	4	10.0	34	4	11.8	21	5	23.8	15	4	26.7	70	24	34.3	61	20	32.8	1	6	1	16.7	1	0	0.0	1	
10 211	安中市	47	6	12.8	36	5	13.9	11	1	9.1	9	1	11.1	11	1	9.1	7	1	14.3	25	4	16.0	20	3	15.0	92	22	23.9	71	20	28.2	19	5	26.3	14	4	28.6	1	5	0	0.0	0	0	0.0	1
10 212	みどり市	45	6	13.3	40	6	15.0	7	1	14.3	6	1	16.7	10	1	10.0	9	1	11.1	28	4	14.3	25	4	16.0	51	12	23.5	43	9	20.9	56	21	37.5	45	12	26.7	1	7	0	0.0	1	0	0.0	1
10 344	穂室村	11	1	9.1	11	1	9.1												11	1	9.1	11	1	9.1	11	6	54.5	7	2	28.6	20	9	45.0	15	6	40.0	1	8	0	0.0	1	0	0.0	1	
10 345	吾野町	31	6	25.8	27	7	25.9												31	6	25.8	27	7	25.9	3	1	33.3	2	1	50.0	17	9	52.9	14	8	57.1	1	5	0	0.0	2	0	0.0	1	
10 366	上野村	4	0	0.0	4	0	0.0												4	0	0.0	4	0	0.0	7	0	0.0	7	0	0.0	5	1	20.0	4	0	0.0	1	1	0	0.0	0	0	0.0	1	
10 367	神流町	5	1	20.0	5	1	20.0												5	1	20.0	5	1	20.0	8	1	12.5	8	1	12.5	19	9	47.4	15	5	33.3	1	1	0	0.0	1	0	0.0	1	
10 382	下仁田町	14	2	14.3	14	2	14.3												14	2	14.3	14	2	14.3	18	5	27.8	18	5	27.8	24	5	20.8	24	5	20.8	1	3	0	0.0	2	0	0.0	1	
10 383	南牧村	12	6	50.0	9	4	44.4	3	0	0.0	2	0	0.0	0	0	0	0	0	9	6	66.7	7	4	57.1	5	1	20.0	5	1	20.0	17	10	58.8	13	7	53.8	1	2	0	0.0	1	0	0.0	1	
10 384	甘楽町	11	0	0.0	9	0	0.0												11	0	0.0	9	0	0.0	10	0	0.0	8	0	0.0	20	12	60.0	12	6	50.0	1	0	0.0	0	0	0.0	1		
10 421	中之条町	19	6	31.6	13	2	15.4												19	6	31.6	13	2	15.4	36	17	47.2	21	7	33.3	26	1	3.8	25	1	4.0	1	3	0	0.0	1	0	0.0	1	
10 424	長野原町	14	1	7.1	12	1	8.3												14	1	7.1	12	1	8.3	9	3	33.3	8	2	25.0	12	4	33.3	10	2	20.0	1	0	0.0	0	0	0.0	1		
10 425	碓氷村	12	3	25.0	11	3	27.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	3	25.0	11	3	27.3	23	4	17.4	18	1	5.6	23	3	13.0	19	3	15.8	1	9	1	11.1	1	0	0.0	1	
10 426	碓氷町	14	1	7.1	12	1	8.3												14	1	7.1	12	1	8.3	9	1	20.0	4	1	25.0	37	14	37.8	28	10	35.7	1	2	0	0.0	0	0	0.0	1	
10 428	高山村	12	2	16.7	10	0	0.0												12	2	16.7	10	0	0.0	12	3	25.0	10	2	20.0	20	7	35.0	16	6	37.5	1	2	0	0.0	0	0	0.0	1	
10 429	東吾妻町	13	1	7.7	10	0	0.0												13	1	7.7	10	0	0.0	22	7	31.8	18	5	27.8	62	26	41.9	37	7	18.9	1	3	0	0.0	1	0	0.0	1	
10 443	片品村	9	2	22.2	7	1	14.3												9	2	22.2	7	1	14.3	11	6	54.5	8	3	37.5	18	9	50.0	13	7	53.8	1	0	0.0	0	0	0.0	1		
10 444	川俣村	8	1	12.5	8	1	12.5												8	1	12.5	8	1	12.5	5	1	20.0	5	1	20.0	8	6	75.0	8	6	75.0	1	4	1	25.0	2	0	0.0	1	
10 446	碓氷町	12	0	0.0	10	0	0.0												12	0	0.0	10	0	0.0	17	8	47.1	14	5	29.7	9	5	55.6	7	3	42.9	1	2	0	0.0	1	0	0.0	1	
10 446	みなかみ町	14	1	7.1	13	1	7.7												14	1	7.1	13	1	7.7	19	3	15.8	17	3	17.6	36	9	25.0	32	7	21.9	1	6	0	0.0	2	0	0.0	1	
10 464	玉村町	14	2	14.3	12	2	16.7												14	2	14.3	12	2	16.7							105	53	50.5	60	22	36.7	1	4	0	0.0	1	0	0.0	1	
10 521	碓氷町	11	1	9.1	10	1	10.0												11	1	9.1	10	1	10.0	6	2	33.3	5	1	20.0	29	6	20.7	22	2	9.1	1	3	0	0.0					

調査時点 調査年度は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

都 道 府 市 区 町 村	市区町村名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議会名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8						
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休職期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い						
		1. 明記した規定があり、認めています。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
		12	1の合計	35	1	0	24		1		22	27	26	26	26	22	
		6	2の合計	0	34	24	11		34		2	1	2	2	7	2	
		2	3の合計	0	0	11	0		0		0	1	1	1	0	1	
		15	4の合計	0							11	6	6	6	2	10	
10	201 前橋市	前橋市議員の旧姓の使用に関する要綱 第2条 議員は、第4条第1項の規定による届出を行うことにより、文書等で法令等の規定に反する恐れのない事柄組織内部で使用しているもの又は軽微な文書等で職務遂行上支障のないものについて、旧姓を使用することができる。	前橋市議会	1	2	2	1		2		1	1	1	1	1	2	
10	202 高崎市	高崎市議員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第3条 議員は、法令又は条例等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上著しい誤解又は混乱を招くおそれのない文書等について、旧姓を使用することができる。	高崎市議会	1	2	2	1		2		1	1	1	1	1	1	
10	203 桐生市	桐生市議員旧姓使用取扱規程 (旧姓の使用) 第2条 議員は、法令又は条例等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上著しい誤解又は混乱を招くおそれのない文書等について、旧姓を使用することができる。	桐生市議会	1	2	3	2		2		4	1	1	1	1	1	
10	204 伊勢崎市	伊勢崎市議員旧姓使用取扱要綱 第5条 任命権者の承認を受けた議員は、法令等の規程に違反することなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱を招くおそれのない文書等において、旧姓を使用することができる。	伊勢崎市議会	1	2	2	1		2		4	4	4	4	2	4	
10	205 太田市	太田市旧姓使用取扱要綱 第2条 議員は、市長に届出をして、専ら議員の間で使用している文書、軽微な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	太田市議会	1	2	2	1		1		1	1	1	1	1	1	
10	206 沼田市		沼田市議会	1	2	2	1		2		1	1	1	1	1	1	
10	207 館林市		館林市議会	1	2	2	1		2		4	1	1	1	1	4	





都 道 府 市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休暇期間の短縮について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い						
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
10	345	吉岡町	1	吉岡町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻又は養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。))を文書等に使用することに關し必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、一般職に属する職員(地方公務員法(昭和25年法律第61号)第22条の2第1項に定める全十年齢在職職員及び同法第22条の第4項の規定により任用された臨時任用職員を除く。以下「職員」という。))に適用する。 (承認) 第3条 職員は、旧姓を文書等に使用するときは、町長の承認を受けなければならない。 (旧姓を使用することができる文書等の範囲) 第4条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用することが、法律及び条例等(以下「法令」という。))の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行又は事務処理上紛争又は混乱の生ずるおそれのないものでなければならない。 2. 旧姓を使用することができる文書等の基準及び例は別表第1に、旧姓を使用することができない文書等の基準及び例は別表第2に掲げるとおりとする。 (旧姓使用の申出) 第5条 職員は、第3条の承認を受けようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)を所属長を経て、総務課長町長に提出しなければならない。 2. 前項の承認を受ける回数は、1事由につき1回とする。 (承認の手続き及び通知) 第6条 町長は、前条の規定により旧姓使用承認申請書が提出された場合において、当該旧姓の使用が職務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであると認めるときは、当該職員による旧姓の使用について、速やかに承認するものとする。 2. 総務課長は、前項の規定により町長が旧姓の使用を承認したときは、その旨を旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て、当該承認を受けて旧姓を使用する職員(以下「旧姓使用者」という。))に通知するものとする。 (中止の届出) 第7条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経て、総務課長町長に提出しなければならない。 (責務) 第8条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に關し適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2. 旧姓使用者は、旧姓の使用に当たって、常に町長及び職員等に説明や混乱が生じないように努めなければならない。 (他団体等に派遣した職員の取扱い) 第9条 他の地方公共団体及び公益的法人等(以下「他団体等」という。))に派遣した職員の当該他団体等における旧姓の使用については、当該他団体の取扱いによるものとする。 (その他) 第10条 この要綱に定めるもののほか、職員の旧姓の使用に關し必要な事項は、町長が別に定める。	吉岡町議会	1	2	2	1	2	4	1	1	1	2	4
10	360	上野村	2	上野村議会	1	2	3	2	2		2	2	2	2	2	3

都 道 府 県 市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8							
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問1で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はない。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い							
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
10	367	神流町	4	神流町議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1
10	382	下仁田町	4	下仁田町議会	1	2	3	2		2			4	4	2	2	2	4
10	383	勝牧村	2	勝牧村議会	1	1	3	2		2			4	4	4	4	4	4
10	384	甘楽町	4	甘楽町議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1
10	421	中之条町	2	中之条町議会	1	2	2	1	神流町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
10	424	長野原町	4	長野原町議会	1	2	3	2		2			1	1	1	1	1	1
10	425	碓氷村	4	碓氷村議会	1	2	2	1	中之条町議会会議規則 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。(第2条第2項)	2		1	1	1	1	1	1	
10	426	碓氷町	1	碓氷町議会	1	2	2	1	議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	4
10	428	高山村	4	高山村議会	1	2	2	1	高山村議会会議規則(平成19年高山村議会規則第1号) (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
10	429	碓氷町	4	碓氷町議会	1	2	3	2		2			4	1	1	1	1	1
10	443	片品村	1	片品村議会	1	2	3	2	片品村職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓を使用することができる文書等の範囲)第4条 旧姓を使用することができる文書等は、「旧姓を転用することが、法令ある条例(以下「法令等」という。)の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上届解又は混乱の生ずるおそれのないものでなければならない。	2		4	4	4	4	2	4	
10	444	川場村	1	川場村議会	1	2	2	1	川場村職員旧姓使用取扱要綱 第一条 この訓令は、地方公務員(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(会計年度職員及び臨時任用職員を含む。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「縁組等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後、引き続き婚姻前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。(申請)	2		1	1	1	1	1	1	
10	448	碓氷町	4	碓氷町議会	1	2	3	2		2			4	4	4	4	2	4

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8									
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定はないか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い									
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
10	449	みなかみ町	4	みなかみ町議会	1	2	2	1	みなかみ町議会 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1	1	
10	464	玉村町	4	玉村町議会	1	2	2	1	玉村町議会 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出すること。	2			1	1	1	1	1	1	1	
10	521	坂倉町	4	坂倉町議会	1	2	2	1	坂倉町議会 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1	1
10	522	明和町	4	明和町議会	1	2	2	1	明和町議会 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1	
10	523	千代田町	4	千代田町議会	1	2	3	2	千代田町議会 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	3	3	3	2	2	2	
10	524	大泉町	2	大泉町議会	1	2	2	1	大泉町議会 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	4	
10	526	色楽町	2	色楽町議会	1	2	2	1	色楽町議会 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1	



